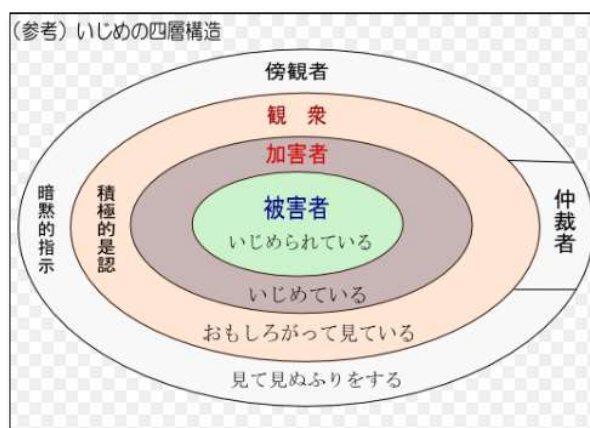


那覇市立寄宮中学校いじめ防止基本方針

令和7年6月改訂

はじめに

平成25年に施行された『いじめ防止対策推進法』において、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（第2条）



いじめは「被害者」と「加害者」だけの問題だけではなく、周囲ではやしたてたり、喜んで観ている「観衆」は、積極的に承認する存在である。また、見て見ぬふりをする「傍観者」の存在がいじめを促進させてしまったりするなど、いじめには集団の問題という側面があることを十分に理解した上で、望ましい集団づくりに取組、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成することが大事である。

1 基本理念

いじめが、生徒の人権及び名誉を著しく毀損するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、学校においては、いじめ防止のために未然防止、早期発見、迅速かつ組織的な対応を図るなどの万全の対策を講じるものとする。

- (1) いじめは決して許されるものではなく、すべての生徒がいじめにあわないように、また、すべての生徒がいじめを起こさないように、強く念頭に置いて教育活動に当たる。
- (2) 生徒がお互いを認め合い、思いやりの心を持ち、心豊かに育つことを目指して学校教育の充実を図る。特に、自他の生命を尊重する道徳教育、支持的風土のある学級経営、悩みを相談しやすい教育相談活動等の充実を通して、生徒が生き生きと学校生活を送ることができる教育環境作りを目指す。
- (3) 教育課程を充実させ、生徒会との連携を図りながら、「魅力ある学校づくり」を目指す。

2 本校の現状と課題（令和6年度）

(1) 県児童生徒質問紙（令和6年12月実施）に見る生徒の実態は次のとおりである。

1	自分には良いところがあると思う（No1）	79.9%
2	学校に行くのは楽しい（No3）	72.4%
3	人が困っているときは、進んで助けていますか（No11）	87.2%
4	いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか（No12）	95.3%

(2) 令和6年度におきた“いじめ”に繋がる事案

- ① からかい、嫌なことを言われる。
- ② SNSトラブル
- ③ 誹謗中傷の手紙

3 いじめ防止等のための組織(第 22 条)

いじめの防止等を実効的に行うために、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、学年主任、学年生徒指導担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

(2) 活動内容

ア いじめ防止に関すること。

イ いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）

※月に一度、「人権の日」を設定し、いじめに関するアンケート（無記名）を実施する。

ウ いじめ事案に対する対応や措置に関すること

(3) 開催

週 1 回を定例会とする（「生徒支援委員会」に引き続き開催）。いじめ事案の発生時は緊急開催とする。

4 「いじめの防止」について

(1) 教職員

① 学級担任・教科担任

ア 日常的にいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。

イ はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。

ウ 一人一人を大切にしたりわかりやすい授業、協働的な学び合いのある授業を行う。

エ 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

② 養護教諭

ア 学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

イ 身体の異常を訴える生徒や欠席の多い生徒の状況を把握し、関係職員と情報を共有する。

③ 生徒指導主事

ア いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、職員間の共通理解を図る。

イ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

④ 管理職

ア 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。

イ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育は人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。

ウ 生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。

エ いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取組を推進する。

(2) 生徒

① 自分の考えや思いを相手に伝える表現力や相手の気持ちを思いやる心、協調性及び人権意識を高める。

② 友達同士認め合ったり、協力し合ったり、相手の人間性を尊重することの大切さを常に意識し、集団の質の向上を図る。

(3) 保護者（地域）

- ① 三者面談、P T A活動及び部活動保護者会、学校公開日などあらゆる機会を利用して、保護者（地域）との連携を十分に図る。
- ② 学校ホームページ、学校だより等を通した適切な情報提供に務めるとともに、積極的に地域行事等に参加することにより、地域住民との連携を深める。
- ③ 学校評議員会などを定期的に開催することにより、関係機関との連携を十分深めておく。

5 「早期発見」について

(1) 教職員

① 学級担任・教科担任

- ア 日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- イ 休み時間、放課後の生徒との雑談等から、交遊関係や悩みを把握する。
- ウ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

② 養護教諭

- ア 保健室を利用する生徒との雑談などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く。

③ 生徒指導主事・教育相談担当

- ア 定期的なアンケート調査や教育相談などの実施に計画的に取り組む。
- イ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- ウ 休み時間や給食準備時間などでの校内巡視や放課後の校区内巡回などにおいて、生徒が生活する場の異常の有無を確認する。

④ 管理職

- ア 生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- イ 学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能するようにする。

(2) 保護者（地域）

- ① 家庭での変化等を見逃さず、積極的に相談できる体制をつくる。
- ② 地域より、登下校時、放課後の様子などを寄せてもらえるような体制をつくる。

6 「いじめに対する措置」について（第 23 条）

(1) 情報収集

① 学級担任・関係職員

- ア いじめと疑われる行為を発見した場合その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）
- イ 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ウ 発見、通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- エ その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間などに慎重な配慮を行う。
- オ いじめた生徒が複数いる場合には、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

② いじめ防止対策委員会

- ア 教職員、生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。

- イ その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- ウ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

(2) いじめ防止対策委員会を中心に支援体制を組み、指導に当たる。

- ① 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。
 - ア 被害、加害生徒への対応
 - イ 各保護者への対応
 - ウ 教育委員会への連絡と関係機関等との連携の必要性の有無の確認
- ② ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要である。
- ③ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに那覇警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ④ 現状を常に把握し、随時、指導支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

(3) 生徒への指導・支援

- ① 被害生徒への対応
 - ア 被害生徒、被害を知らせてくれた生徒の安全を確保するとともに、生徒本人へ、安全の保証を伝え、不安を取り除く。
 - イ 被害生徒が信頼する人物（親しい友人や教職員、家族、地域住民等）と連携し、被害生徒に寄り添い支える体制をつくる。
 - ウ 被害生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ② 加害生徒への対応
 - ア いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - イ 必要に応じて、別室指導等を活用し、被害生徒が落ち着いて教育を受ける権利の確保を図る。
 - ウ 指導が十分な効果を上げることが困難な場合は、那覇警察署と連携して対応する。
 - エ 加害生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、根本解決を目指す。
 - オ 不満やストレスがあっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。
- ③ 学級担任等
 - ア 学級等で話合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
 - イ 傍観者的な生徒に対しても、当事者意識を持たせ、仲裁はできなくとも、誰かに知らせることが出来る勇気をもつよう指導する。
 - ウ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ④ いじめ防止対策委員会
 - ア 状況に応じて、スクールカウンセラーの協力が得られるよう、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく
 - イ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
 - ウ 指導記録等を確実に保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

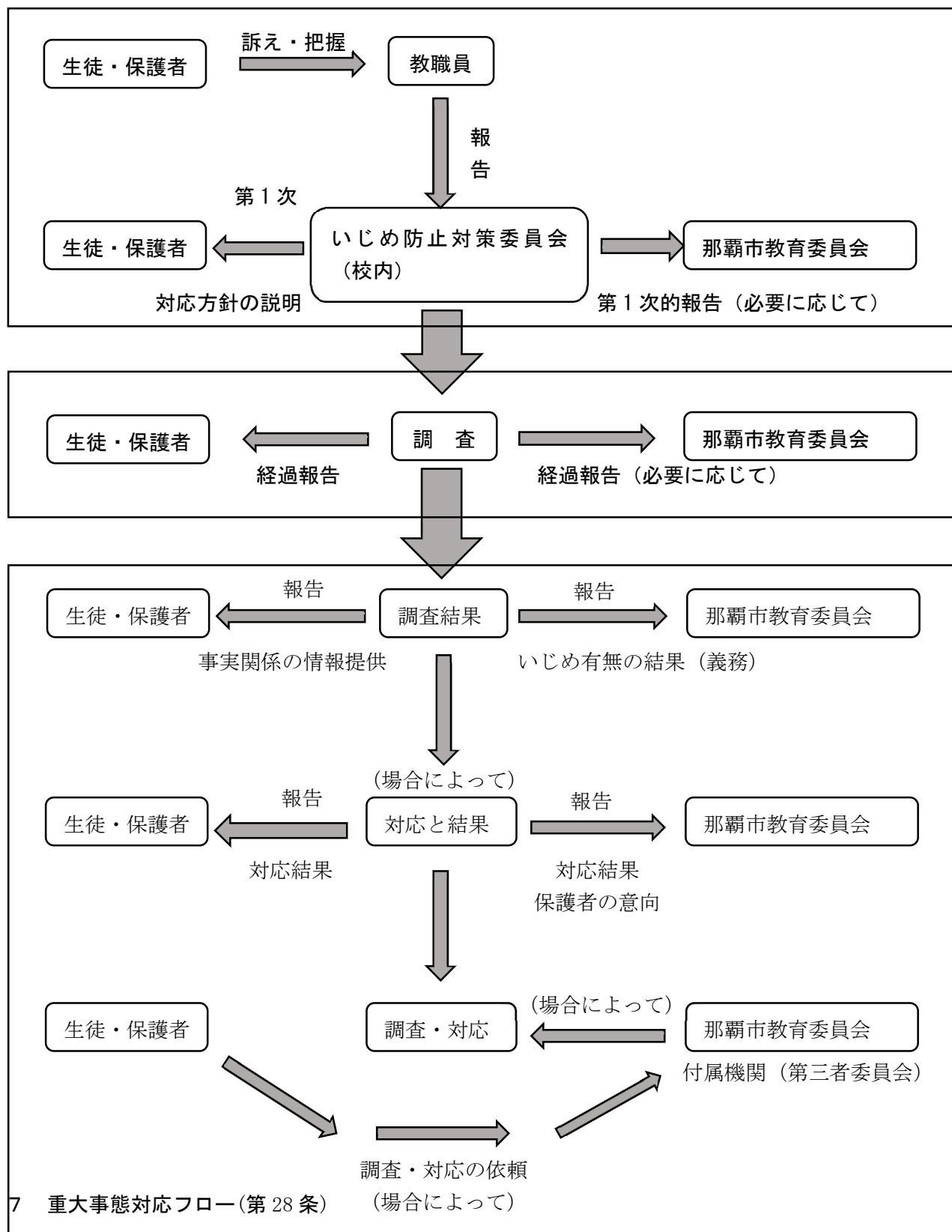
(4) 保護者との連携

- ① 家庭訪問（加害・被害生徒の家庭へ担任を中心に複数人で対応）などにより、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

- ② 被害生徒の安全の保証や秘密の保持を約束し、できるかぎり保護者の不安を除去する
- ③ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

いじめに対する措置（「いじめ防止対策推進法」第23条）

「いじめ発生時の通常対応等のフロー図」



いじめの疑いに関する情報

- 「いじめ防止対策委員会」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会へ報告

重大事態の発生

- 教育委員会に重大事態の発生を報告
 - ア 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（生徒が自殺を企図した場合等）
 - イ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査に着手）
 - ※ 「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

（１）学校が調査主体の場合

教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる。

◎学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。
- ※ 「いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も検討する。

◎調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要である。
- ※ これまでに学校が先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- ※ 被害生徒・保護者・加害生徒などの対応、調査結果などは、確実に文言で掲載する。

◎いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。

◎調査結果を教育委員会に報告

- ※ いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

◎調査結果を踏まえた必要な措置

- ※ いじめ防止基本方針に基づき、適切な対応を講じる。

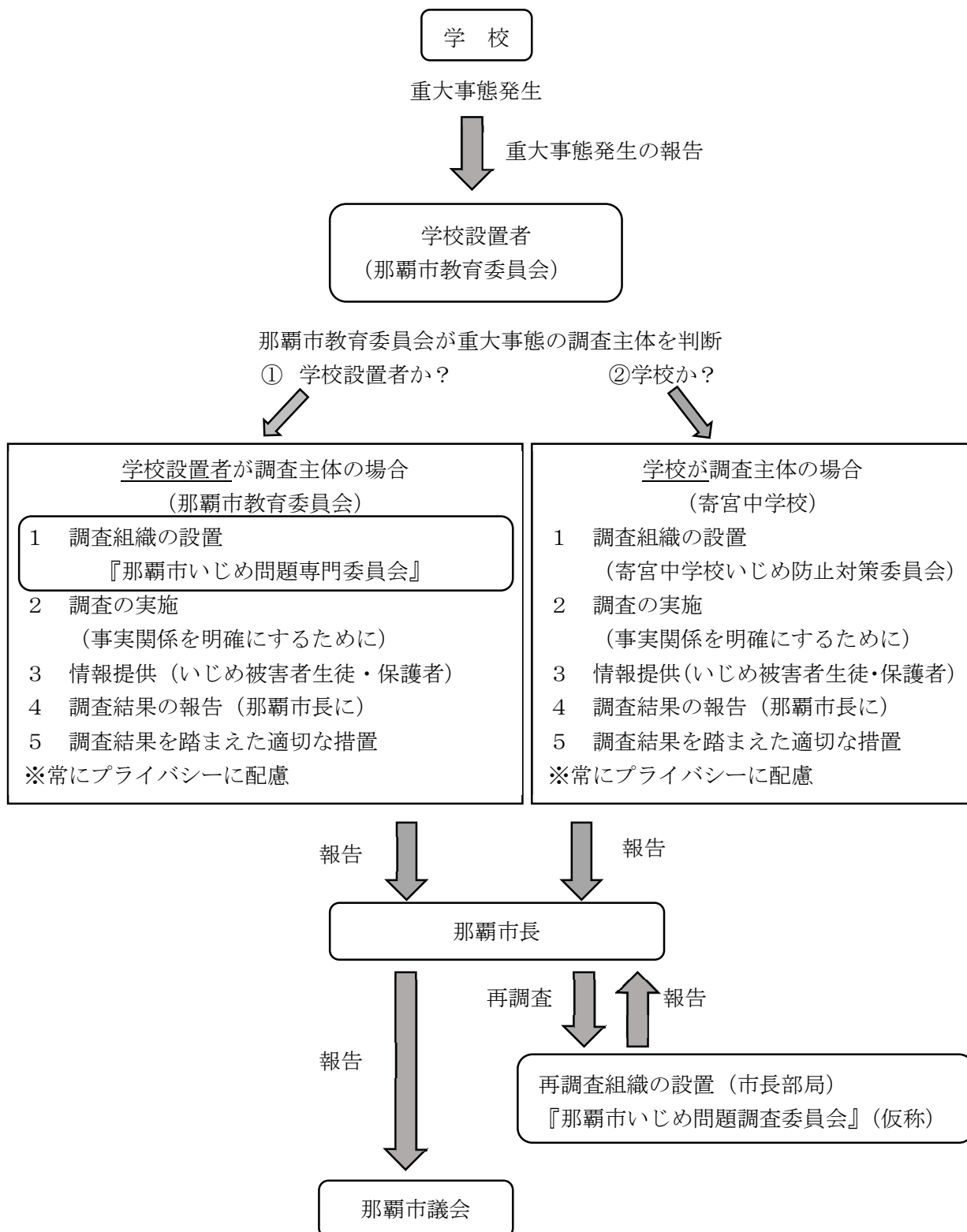
（２）教育委員会が調査主体の場合

教育委員会の指示のもと、資料の提供など、調査に協力する。また、教育委員会を通じて、重大事態

が発生した旨を那覇市長に報告しなければならない。

重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

「重大事態対応のフロー図：学校対応または教育委員会対応の場合」



8 相談機関（連絡先）

- 那覇市教育委員会 学校教育課 098-917-3506
- 那覇市教育委員会 教育相談課 相談室『はりゆん』 098-941-7868
- 那覇市教育委員会 市民スポーツ課 098-917-3504
- 青少年ダイヤル「なは」 098-941-7867
- こども家庭センターなは 098-861-5026
- 那覇警察署 098-836-0110
- 警察安全相談 #9110
- 県警少年サポートセンター（ヤングテレホンコーナー） 0120-276-556
- 沖縄県中央児童相談所 098-886-2900
- 沖縄弁護士会 098-865-3737
- Sorae（ソラエ） 098-943-5335
- 波の上心の相談所 098-868-4650
- 沖縄弁護士会 098-865-3737
- 子どもの人権110番（那覇地方法務局） 0120-007-110

9 学校・家庭・地域におけるいじめ発見のためのチェックポイント

学校におけるいじめ発見のためのチェックポイント

- ☐ 遅刻、欠席、早退、遅刻ぎりぎりの登校、時差登校などが増える。
- ☐ 忘れ物が多くなり、学習意欲が低下してくる。
- ☐ 表情がさえず、うつむき加減である。
- ☐ 活気がなく、おどおどしたり、表情が暗く周囲を気にしたりする。
- ☐ 机、椅子、カバンなどが壊されたり、散乱したりしている。
- ☐ 授業開始前に学用品、教科書、体育着などが隠されている。
- ☐ 学用品の破損、ノートに落書きがある。
- ☐ 授業中、誤答に対して皮肉や笑い声が繰り返し起こったり、正解に対して、冷やかしやどよめきがあったりする。
- ☐ その子を誉めると嘲笑が起こったり、しらけたりする。
- ☐ その子どもの隣に誰も座りたがらない。
- ☐ 周囲の子がその子の机や椅子に触ろうとしない。
- ☐ 黒板や机等にあだ名や「〇〇死ね」などの落書きをされる。
- ☐ 用事がないのに職員室の様子をうかがったり、周りをうろろうしたりしている。
- ☐ 保健室への出入りが増え、始業のベルが鳴っても教室に戻ろうとしない。
- ☐ 休み時間は一人でトイレなどに閉じこもったり、授業に遅れて入ってきたりする。
- ☐ 休み時間や放課後に一人でぼつんとしていることが多い。
- ☐ 清掃や給食の片付けなど、仲間の嫌がる作業を一人でしている。
- ☐ さほど親しくない友だちと一緒にトイレから出てきたり、遅れて教室に入ってきたりする。
- ☐ 理由のわからないケガが多く、その原因を尋ねると「自分で転んだ」と言ったりする。
- ☐ 頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。
- ☐ 「誰かこれやってくれないか」と言うと特定の子どもの名前が出てくる。
- ☐ 係を選ぶとき、ふざけ半分に推薦されたりする。
- ☐ 人権を無視したあだ名（「ばいきん」、「〇〇菌」）がつけられ、しつこく言われる。
- ☐ 部活動への参加を渋ったり、休みがちになる。
- ☐ 日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。

家庭におけるいじめ発見のためのチェックポイント

いじめられている子どものサインをキャッチ

日常生活の変化

- ☐ 学校へ行きたがらない。
- ☐ イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなる。
- ☐ 衣服の汚れが見られたり、よくケガをしたりしている。
- ☐ お風呂に入りたがらなかったり、裸になるのを嫌がる。
- ☐ 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- ☐ 寝付きが悪かったり、眠れなかったりする日が続く。
- ☐ 愁いに満ち、表情が暗くなる。
- ☐ 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりしている。
- ☐ 外に出たがらない。
- ☐ 携帯電話・スマートフォン等をいつも気にする。
- ☐ 不審な電話や嫌がらせの手紙や紙切れなどがある。
- ☐ テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
- ☐ 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や現実を逃避することに関心を持つ。

いじめる側からの発見も必要です

- ☐ 買ってやっていないものを持っている。
- ☐ お金の使い方が荒くなった。
- ☐ 保護者のいうことを聞かなくなり、反抗的な態度をとるようになった。
- ☐ 保護者が部屋に入るのを極端に嫌がるようになった。

友人関係の変化

- ☐ 「転校したい」や「学校をやめたい」「部活動をやめたい」などの話をするようになる。
- ☐ 先生や友達を批判する。
- ☐ 親しい友達が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- ☐ 友達からの電話にいていねいな口調で応答する。
- ☐ 友達のことを聴かれると怒りっぽくなる。

家族との関係の変化

- ☐ 保護者に隠し立てをすることが多くなる。
- ☐ 言葉遣いが荒くなり、保護者やきょうだい、祖父母等に反抗したり、八つ当たりをする。
- ☐ 学校の様子を聴いても言いたがらない。
- ☐ 保護者の学校への出入りを嫌う。

持ち物の変化

- ☐ 学用品や所持品を紛失したり、壊されたりしている。
- ☐ 教科書やノートに落書きをされたり、破られたりしている。
- ☐ 家庭から物品やお金を持ち出したり、余金品を要求したりする。

地域におけるいじめ発見のためのチェックポイント

- ☐ 公園などで一人の子を何人かで囲んだり、小突いたりしている
- ☐ スーパーやコンビニ等でジュースやお菓子をおごらせている
- ☐ 登下校中に一人の子が他の子の荷物を持たされている
- ☐ 道端や公園などで、一人でぼつんとしている
- ☐ 集団（遊び）の中で一人だけ様子がおかしい

（引用）沖縄県いじめ対応マニュアル～改訂版～

10 年間指導計画

月	会議等	具体的取組	
		未然防止的取組（集団づくり等）	早期発見の取組
4	職員会議（いじめ防止基本方針） 共通確認 生徒情報引継（小中連携） いじめ防止対策委員会 学校・警察連絡協議会	引継ぎ 人権の日 はッピーカード	家庭状況調査 学級保護者会 学校生活アンケート
5	いじめ防止対策委員会 学校・警察連絡協議会	新入生歓迎スポレク大会 生徒総会 人権の日 はッピーカード	学校生活アンケート
6	いじめ防止対策委員会 学校・警察連絡協議会	平和学習 安全学習授業「サイバー犯罪」 人権の日 はッピーカード	学校生活アンケート 教育相談アンケート 教育相談旬間
7	いじめ防止対策委員会 学校・警察連絡協議会 学校評価（7月）結果報告	人権の日 はッピーカード 三者面談	学校生活アンケート 学校評価アンケート 三者面談
8	いじめ防止対策委員会 学校・警察連絡協議会 いじめに関する校内研修	リーダー研修	学校生活アンケート
9	いじめ防止対策委員会 学校・警察連絡協議会 学校評議員会	人権の日 はッピーカード	学校生活アンケート
10	いじめ防止対策委員会 学校・警察連絡協議会	YORIMPIC 人権の日 はッピーカード	学校生活アンケート 教育相談アンケート 教育相談旬間
11	いじめ防止対策委員会 学校・警察連絡協議会	教育相談週間② 人権の日、はッピーカード	学校生活アンケート
12	いじめ防止対策委員会 学校・警察連絡協議会 学校評価（12月）結果報告 次年度対策計画検討	修学旅行（2年） 三者面談 人権の日 はッピーカード	学校生活アンケート 学校評価アンケート 三者面談
1	いじめ防止対策委員会 学校・警察連絡協議会	人権の日 はッピーカード	学校生活アンケート
2	いじめ防止対策委員会 学校・警察連絡協議会 小中連携部会	入学説明会（新入生） 人権の日 はッピーカード	学校生活アンケート
3	いじめ防止対策委員会 学校・警察連絡協議会	新入生情報・学年間引継ぎ 人権の日、はッピーカード	学校生活アンケート